

## 平成24年度 第10回人事委員会会議結果

### 1 開催日時

平成24年9月5日（水）午前10時～11時30分

### 2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

### 3 出席者

#### 【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	中原都
委員	荒濱健太郎

#### 【事務局職員】

事務局長	森谷邦彦	次長	加賀田啓
任用課長	山添久	給与課長	稲田将一
係長	遠藤公亮	係長	新高謙一
係長	有岡博己		

【傍聴者】 なし

### 4 議題

報告第1号 2012年度給与勧告等に関する要求書について

### 5 議事の公開・非公開

公開とした。

### 6 議事

#### 1 報告第1号

2012年度給与勧告等に関する要求書について、事務局が説明した。

#### 【説明】



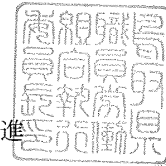
2012年9月4日

鳥取県人事委員会

委員長 曾我紀厚 様

鳥取県職員労働組合

執行委員長 井中 進



鳥取県現業公企職員労働組合

執行委員長 上田 英樹



鳥取県教職員組合

執行委員長 前田 厚彦



鳥取県高等学校教職員組合

執行委員長 中 康昌



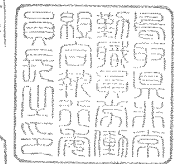
鳥取県教育委員会事務局職員組合

執行委員長 小林 直樹



鳥取県非常勤職員労働組合

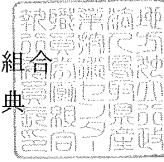
執行委員長 安住 博幸



地方独立行政法人

鳥取県産業技術センター職員労働組合

執行委員長 木村 勝典



全日本自治団体労働組合鳥取県本部

執行委員長 本川 博孝



## 2012年度給与勧告等に関する要求書

貴委員会の、私たち鳥取県で働く地方公務員労働者の給与・労働条件改善に向けたご努力に敬意を表します。

さて人事院は、8月8日、月例給及び一時金を据え置く一方、55歳を超える職員については標準の成績では昇給しないとする給与法改正勧告と、高齢者の昇格時昇給額を来年1月から引き下げるとの報告を行いました。

貴委員会は、この勧告等を参考に2012年度鳥取県給与勧告等に向け、現在検討を進めておられることと思います。その際、地方公務員の労働基本権制約の代償機関としてある貴委員会の機能を十分に発揮し、私たち鳥取県で働く地方公務員労働者が置かれている現状を十分踏まえ、下記要求事項の実現に向け最大限の努力を払われますようお願いします。

## 記

### 1. 勧告・報告について

- (1) 民間賃金実態に基づき公民較差を精確に把握し、勧告制度の下で鳥取県で働く地方公務員労働者のあるべき賃金を勧告すること。
- (2) 国家公務員給与改定・臨時特例法による給与引き下げ措置は、あくまで国の事情によるものであり、これを前提とした勧告、もしくは報告を行わないこと。
- (3) 50歳台職員の昇給抑制、昇格制度の見直しについては、本県職員における昇給・昇格実態は国とは実情が異なることを踏まえた対応を行うこと。
- (4) 「人材育成、能力開発に向けた基本方針」の実体化に向け、適正な級別配置を実現するよう、報告すること。
- (5) 非常勤職員、および臨時的任用職員の処遇改善に関わって、勧告時の報告を含め、任命権者を指導するなど可能な対応を行うこと。
- (6) 給与、一時金の改定日を統一すること。

### 2. 賃金、諸手当、賃金に係る諸制度の改善について

- (1) 鳥取県における公共（行政・教育・医療）サービスの全国水準を担保するため、給与水準の改善等、必要な対応を行うこと。とりわけ、人材確保が困難となっている獣医師・薬剤師・看護師・教員・船員等については、初任給格付けや職に応じた必要な手当等の改善を図ること。
- (2) 全ての給料表および級において号給延長を行うこと。
- (3) 期末・勤勉手当における職務段階別加算などについて、行政職を基本に他給料表、特に教育職給料表との整合を図ること。
- (4) 教育職給料表の統合については、労使協議を十分に尊重すること。
- (5) 介護休暇後の昇給復元措置を、育児休業後の措置と同等にすること。
- (6) 労働組合専従退職者の復職時昇給調整を 3/3 とすること。
- (7) 通勤手当を改善すること。
  - ① 交通機関等を利用している場合、特急料金にかかる支給率を 2/2 とすること。
  - ② 自家用車を利用している場合、駐車料金を含めた実費弁済とすること。
- (8) 扶養手当における配偶者とその他の扶養親族の格差をなくし、扶養順位による支給とすること。また、教育加算額を引き上げること。
- (9) 月 45 時間超の時間外勤務手当の支給率を 150/100 とすること。

### 3. 新たな高齢者雇用施策について、雇用と年金の接続を確実にを行うため、65 歳までの段階的定年延長を基本とした意見の申出を直ちに行うこと。

### 4. 臨時・非常勤職員の処遇改善について

- (1) 通年的に雇用される定数外職員の特別休暇を、定数内職員と同等とすること
- (2) 学校現場における臨時的任用職員を雇用する際、再雇用を前提とした空白期間を設けないこと。

### 5. 休暇制度の改善について

- (1) 病気休暇制度について、2010 年に国で制度が改正され、他都道府県でも改正が進んでいることから、本県においても改善に向けて制度の見直しを行うこと。
- (2) 介護休暇の取得可能期間を 1 年に延長すること。

- (3) 育児時間を一日2回120分に延長し、小学校就学前までに拡充すること。
- (4) 自己啓発のための休業制度の取得要件を緩和すること。
- (5) 高齢者部分休業制度を速やかに制度化すること。
- (6) 誰もが利用できる短時間勤務制度を創設すること。

#### 6. 職場環境の改善について

- (1) 時間外勤務の具体的な縮減策を講じるよう任命権者を指導すること。
- (2) 業務による健康被害、とりわけメンタル疾患罹患の防止策や復職支援策の充実を講じるよう、任命権者を指導すること。
- (3) セクハラ、パワハラが発生しないよう、任命権者への指導を含め、積極的な対応を行うこと。また、発生した場合の対応について、指針の見直しも含め、任命権者への指導を行うこと。
- (4) 育児休業、及び育児のための短時間勤務等について、臨時・非常勤職員を含めて制度を十分に活用できるよう、引き続き周知と取得しやすい職場環境の整備を図るとともに、「新成長戦略」(2010年6月18日閣議決定)に基づき、2020年までに男性の育児休業取得率13%を達成できるよう、実効ある具体的促進策を講じること。
- (5) 全ての職場において労働災害が発生しないよう、労安指導機能を積極的に果たすこと。
- (6) 地方公務員法第8条の第1項第2号をふまえて、健康管理と福利、厚生制度を勤務条件の重要事項と位置づけ、適正な福利厚生制度の整備を任命権者に指導すること。

#### 7. その他の労働条件の改善について

- (1) 公務職場への外国人の採用、障がい者の雇用を促進するため、任命権者への指導を含め必要な措置を積極的に行うこと
- (2) 不服申し立てや措置要求等において、代理人による審査請求が可能となるように人事委員会規則を整備すること。

#### 8. 上記の要求項目については、労働組合と十分交渉、協議を行い、合意に基づいて進めること。

7 次回の人事委員会の開催
---------------

平成24年9月14日(金)午前10時から開催することとした。